

水戸市市民センター施設予約管理システム導入業務委託に係る質疑回答書

水戸市市民協働部市民生活課

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>セキュリティ要件に関して 仕様書「6機能概要(2) セキュリティ要件」中「④ ISMAPクラウドサービスリストに掲載されていること。または、ISO27001及びISO27017の認証を取得していること。」とあるが、これは構築するサーバー環境側のことか、又は本件システムを構築及び保守を担当する事業者のことか。</p> | <p>ISO27001は、サーバー側・構築及び保守事業者側両方の要件。ISO27017は、サーバー側の要件である。</p> |
| 2 | <p>機能要件確認書(全体)について 「重要」に記載がある機能については、「必須要件」もしくは「希望要件」、「重要」の記載がない機能については「任意要件」との理解で相違ないか。</p> | <p>「重要」の記載がある機能は「希望要件」、記載がない機能は「任意要件」である。</p> |
| 3 | <p>機能要件確認書(大項目/職員側機能・中項目/利用者管理・小項目/団体情報)について 団体登録機能について、試験運用期間開始時からの実装ではなく、本運用期間開始までの実装(例・令和6年12月実装)でも差し支えないか。</p> | <p>機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」、企画書提案時点で未実装だが本運用期間開始までに実装できる場合は「△」とし、備考欄に実装時期を記載すること。 なお、契約締結後、本運用期間開始までに実装ができない場合、契約解除並びに損害賠償請求の対象となる。</p> |
| 4 | <p>機能要件確認書(大項目/拡張性・中項目/利用料の設定・小項目/オンライン決済)について 減免対応機能の記載がないが、減免対応機能については、オンライン決済導入時(施設利用料の設定が必要となった場合)において実装が可能であれば問題ないか。</p> | <p>問題ない。</p> |
| 5 | <p>機能要件確認書(抽選機能及び抽選管理システム)について 試験運用開始時点の機能実装が難しい場合、試験運用期間もしくは本運用期間での実装でも差し支えないか。</p> | <p>機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」、企画書提案時点で未実装だが本運用期間開始までに実装できる場合は「△」とし、備考欄に実装時期を記載すること。 なお、契約締結後、本運用期間開始までに実装ができない場合、契約解除並びに損害賠償請求の対象となる。</p> |

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 6 | 機能要件確認書(「帳票」の記載がある項目の機能)について 試験運用開始時点の機能実装が難しい場合、試験運用期間もしくは本運用期間での実装でも差し支えないか。 | 機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」、企画書提案時点で未実装だが本運用期間開始までに実装できる場合は「△」とし、備考欄に実装時期を記載すること。ただし、令和7年3月31日までに実装可能、且つ、本運用期間開始から実装までの期間において、帳票出力機能以外で同等の帳票を即日提供可能な場合は「△」として差し支えない。 なお、契約締結後、本運用期間開始までに実装ができない場合、契約解除並びに損害賠償請求の対象となる。 |
| 7 | 機能要件確認書(大項目/職員側機能・中項目/全般的事項・小項目/帳票の電子公印機能)について 試験運用開始並び本運用期間での実装でも難しい場合、翌年度以降での実装予定としてご提案することは差し支えないでしょうか。 | 機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」、企画書提案時点で未実装だが本運用期間開始までに実装できる場合は「△」とし、備考欄に実装時期を記載すること。 なお、契約締結後、本運用期間開始までに実装ができない場合、契約解除並びに損害賠償請求の対象となる。 |
| 8 | 機能要件確認書(大項目/職員側機能・中項目/予約管理・小項目/複数予約登録)について 試験運用開始並び本運用期間での実装でも難しい場合、翌年度以降での実装予定としてご提案することは差し支えないでしょうか。 | 機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」、企画書提案時点で未実装だが本運用期間開始までに実装できる場合は「△」とし、備考欄に実装時期を記載すること。 なお、契約締結後、本運用期間開始までに実装ができない場合、契約解除並びに損害賠償請求の対象となる。 |
| 9 | 機能要件確認書(大項目/利用者側機能・中項目/予約申込・小項目/申込み制限)について 試験運用開始並び本運用期間での実装でも難しい場合、翌年度以降での実装予定としてご提案することは差し支えないでしょうか。 | 機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」と記載すること。 |
| 10 | 機能要件確認書(大項目/職員側・中項目/ユーザー管理・小項目/職員情報管理)について 試験運用開始並び本運用期間での実装でも難しい場合、翌年度以降での実装予定としてご提案することは差し支えないでしょうか。 | 機能要件確認書の回答欄を本運用期間開始までに実装できない場合は「×」、企画書提案時点で未実装だが本運用期間開始までに実装できる場合は「△」とし、備考欄に実装時期を記載すること。 なお、契約締結後、本運用期間開始までに実装ができない場合、契約解除並びに損害賠償請求の対象となる。 |

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 11 | 仕様書(6機能概要・(5))について 各種操作研修会においての実施形式(オンライン・オフライン)については、特段定めがない認識で差し支えないでしょうか。 | ①②共に最低1回のオフライン開催を含むこと。開催場所は本市施設を中心に提案すること。 |
| 12 | 仕様書(8留意事項・(5))について 「デジタル田園都市国家構想交付金」の交付制度活用を前提とした事業者の募集とあるが、過去、本交付金制度の活用事業の受託実績が必須な認識で相違ないか。 | 必須ではない。 |
| 13 | 様式3(受注実績調書)について 本プロポーザルに共同提案者として参加する協力企業における受注実績についても記載して差し支えないか。 | 差し支えない。ただし、記載した内容は、プレゼンテーションの際、質疑の対象となる旨予め承知置くこと。 |
| 14 | 提出物について 実施要領には導入実績を求められていないが、参加申込時には【様式3】実績受注調書の提出が必要となっている。当該様式には、実証実験や自治体以外の実績等も含めて良いか。 | 導入実績は必須要件ではないが、【様式3】実績受注調書は提出すること。導入実績がない場合は、空欄のまま提出すること。 また、実証実験等は実績には含めないこと。ただし、独立行政法人や国立大学法人が管理・運営し、一般の利用に開かれた施設の予約管理システムについては実績に含めて構わない。 |
| 15 | 機能要件確認書(大項目/職員側機能・中項目/施設管理・小項目/基本情報設定)について 「条例や施設の種別で、施設・貸室のグループが作成できること」の「グループ」とは、どのようなものを指すか。使用目的別や使用者のグループのことか。 | お見込みのとおり。 |